

菅内閣「税制改正大綱」で 法人税5%減税、消費税は大增税

納税者の
権利に
逆行する

国税通則法「改正」へ

菅内閣が決定した「税制改正大綱」には11年度税制の「改正」とあわせて、「納税者権利憲章」の策定、国税通則法「改正」が含まれています。

※国税通則法とは、国税に関する一般法で、国税の納付義務の確定、納付、徴収、還付、など共通事項をまとめた法律。

事前通知 しないで 突然調査

改正案には「事前通知は原則行う」としていますが、例外規定を設け、税務署長の判断次第で「事前通知は行わない」ことを合法化しようとしています。

税務調査の 期間を 3年→5年へ

課税庁が増額更正できる期間（個人は現行3年）も5年にするとしています。これは税務調査期間を5年にすることを意味し、消費税との同時調査では7年間も遡ります。

帳簿を 提出させ 持ち帰る

現行の課税庁の「質問」「検査」に加え、帳簿書類その他の物件の「提示」「提出」を求めることができることを明確化するとしています。

反面調査 も おかまいなし

納税者を最初から信用せず、まるで犯罪者のように取引先に調査をする反面調査を合法化しようとしています。税務運営方針をも否定するものです。

白色の 記帳を 義務化

自分の商売を守り、発展させるためにする記帳を強制し、記帳をしていない業者には、問答無用、理由も示さず税金を押し付けることができるようにします。

所得控除 見直して 増税に！

「成年扶養控除の見直し」や「給与所得控除の適正化」など、サラリーマンを含め全国民に増税をする「課税ベースの拡大」も盛り込まれています。

世界の非常識！ 税務署の権限強化めざす内容は許せない！！ 納税者の権利確立を！！

昨年末に閣議決定されたこの内容は、今年3月中に成立させられようとしています。国会議員の中には、不当な税務調査や過酷な徴収行政の実態と国税通則法改正の影響についてほとんど認識していない人もたくさんいます。納税者の権利と暮らしを守るために、政府がめざす危険なねらいを許さない運動を大きく広げましょう。

民主商工会 ☎